

水野浩児氏博士学位論文審査報告書

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 武蔵野大学法学会 公開日: 2024-10-18 キーワード: 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	https://mu.repo.nii.ac.jp/records/2000435

特別記事

水野浩児氏博士学位論文審査報告書

一．本論文の構成

水野浩児氏提出の博士学位請求論文は、『債権の良質化における新展開』と題された一書として公刊されたものである（経済法令研究会、二〇二三年九月一五日出版）。本論文（以下「本書」と表記する）の構成は、以下のようなものである。

序説

金融実務における良質な債権の考え方の新展開と行動立法学

第一章

金融実務から考察する債権の本質

第一章の概要

第一節 不良債権処理の根本的問題と部分貸倒れの損金算入の必要性―円滑な金融機能回復を目指

して―

第二節 債権者、債務者双方からの貸倒損失のアプローチの重要性―資金調達環境改善の後押し―

第三節 譲渡禁止特約と譲受人の重過失に関する判例の考察

第四節 金融円滑化法期限到来から考察する債権譲渡の実相

第五節 金融円滑化における担保のあり方と債権譲渡の実相

第二章 ビジネス法務学につながる事業性評価と債権の本質的意義

第二章の概要

第一節 現代における債権譲渡行為の実相とその問題点

第二節 企業経営における事業性評価のポイント―ローカルベンチマークの活用

第三節 中小企業金融における事業性評価の本質的意義―金融検査マニュアル廃止後における良質な債権の考え方―

第三章 行動立法学から見る包括担保法制（事業成長担保権）

第三章の概要

第一節 地域金融に有益な包括担保法制と行動立法学―本業支援に必要な事業性評価の応用と債権の本質を考える―

第二節 顧客支援と包括担保法制の牽連性―生かす担保 A B L の考え方の再評価と事業性評価に基づく融資―

第三節 中小企業金融の近未来と事業成長担保権の評価―A B L 再考―

第四章 ビジネス法務学と実務をつなぐ教授法の実践

第四章の概要

第一節 私の実務家教員論―銀行員から大学学部長へ

第二節 金融機関職員に求められる能力とは コンサルティング能力向上講座（第一回）

第三節 令和の金融への対応、地域金融機関の常識を変える必要性 令和時代に求められる地域企業支援のための人材育成（第一回）

第四節 実抜計画とロカベン併用で「伴走支援」を確固たるものに―企業評価から地域理解への

ウイングを広げ、共にリスクテイクを―

第五節 ローカルベンチマークを活用した企業支援のすすめ―ローカルベンチマークと企業支援―

金融機関と企業の対話―

第五章 ビジネス法務学への期待及び債権の良質化への変容と展望

第五章の概要

第一節 「水野ゼミ」によるビジネス法務学の実践と教授法の事例

第二節 ABL再考―事業成長担保権への展開とビジネス法務学

第三節 債権の良質化の変容と展望

以上、本書は一五編の既発表論文と一編の講演書き起こしに、序説と第五章のすべて（第一節―第三節）を書き下ろして加え、さらに各章の概要を書き下ろして付加したものである。第一章第一節の論文は、二〇〇五年の発表（原論文は二〇〇四年に受賞）であり、本書は二〇二三年までの、二〇年近くにわたる水野氏の研究の集大成となっている。

二、各章の紹介と評価

（一）第一章第一節の「不良債権処理の根本的問題と部分貸倒れの損金算入の必要性」は、本書のテーマに對する研究動機を示す優れた論稿である（二〇〇四年日本税理士連合会日税研究賞受賞）。著者は、執筆当時

の法人税法では、金融機関が債権の回収可能性がないと判断しても、取引先企業が法的に破綻するまで無税での償却が認められなかったことから、金融機関の支援策を法人税法が阻害する結果を生み出したことを指摘している。つまり、法のルールの自己完結的には正当とされるものが、現実には金融実務の阻害要因になっているという指摘で、これは金融機関の現場に居なければ気づけない視点である。また、著者がはしがきにも述べているように、そもそも貸倒引当金の計上は、金融機関がその取引先の将来性等をより詳細正確に判断できれば限りなく最小化できるはずのものである。銀行員としてのその点の疑問が、本書の説く債権者と債務者の協働の視点に結びついていくということで、本研究の「気づき」の出発点が明瞭に示されていると言える。

そして本研究は、第一章第三節の譲渡禁止特約と譲受人の重過失に関する判例の考察を契機に、債権譲渡と金融円滑化の関係の考察に入っていく。第一章は、主題へのプロローグを示すものと言える。

(2) 第二章「ビジネス法務学につながる事業性評価と債権の本質的意義」は、本書の特徴的な考察が一通り示される、核心の部分と言ってもよい。その第一節(二〇一三年の高森八四郎先生古稀記念論文集掲載論文)では、現在の金融実務における債権譲渡の実相として、預金債権が金融機関を介在して貸付債権となることの実態を、マクロ的にみた「債権譲渡」としてとらえている。もちろん、著者も比喩的に述べているのであって、特定の預金債権がそのまま貸付債権として移転しているわけではないが、かつて我妻栄が『近代法における債権の優越的地位』の中で論じた「銀行の金銭債権の仲介者たる作用」の考え方に一歩進んだ形で光を与える結果になっている。これは、著者の、法律学ことに民法学の「規定」を実務の「実相」でとらえ直す姿勢を表しており、それを学術論文の中で提示するのは、これまでの法律学者には全く見られなかった新境地と言ってよい。さらに同節では、債権譲渡の判例法理(将来債権譲渡、譲渡禁止特約)を検証し、金融庁検査下における債権譲渡担保の実相を論じる。ただ最後の点は、この時代の金融庁の金融検査マニュアルによる強力な指導下

の預金債権と貸付債権の関係性を論じるもので、この時代の分析としては十分に成立しているものの、金融庁が金融検査マニュアルを廃して地銀などの金融機関に「創意工夫」を求めている現代においては、そのままの分析で良いか、いささかの修正を要するかを問いたいところではある。

さらに第二節は、「企業経営における事業性評価のポイント」として、後述するローカルベンチマークの活用を紹介し、第三節の「中小企業金融における事業性評価の本質的意義―金融検査マニュアル廃止後における良質な債権の考え方―」では、上記我妻博士の所論を基礎に、債権者債務者の協力・共生関係に注目し、「債権者である金融機関は、債務者である取引先企業の事業について積極的に関与し、自ら債権の質向上に努める必要がある。これこそが債権の本質的意義であり、また、事業性評価に基づく融資の仕組みや企図を真正面からとらえている考え方といえる」と、著者の主張の核心に触れていく。そこから論旨は、A B Lの評価・活用と事業性評価の牽連性、に向けて展開される。

なお本章および次の第三章あたりでは、政府関係の資料はふんだんに引用されているのだが、法律学プロパーの資料は一部の論者のものに偏っており、いささか手薄な感が否めないことが指摘されよう。

(3) 第三章「行動立法学から見る包括担保法制（事業成長担保権）」では、まず第一節で、新時代のルール創りの観点から、池田「行動立法学」を評価・支持して、現代担保法制の最重要論点である包括担保法制（とりわけ事業成長担保権）について、その「議論で重要なことは、すでに直面している事業再生支援や事業承継問題をはじめ、日本が抱えている構造的な問題解決にどう資することができるのか、という視点である」と明瞭な問題設定をする。そこから、「顧客支援と包括担保法制の牽連性」「生かす担保論―A B Lの再評価と包括担保法制」と展開していき、第三節の「中小企業金融の近未来と事業成長担保権の評価―A B L再考―」に至る論理は、著者ならではの真骨頂と言えよう。ただここでも、もう少し引用資料を広げて、例えば金融法学会

関係（ABLや生かす担保論を扱った中島弘雅教授主催の二〇一一年の大会シンポジウム「ABLの現在・過去・未来——実務と比較法の対話」（金融法務事情掲載）やそれ以降の法律学界での生かす担保論の浸透の状況などが引用・紹介されると、法律学プロバの論文としての評価がより高まったと思われる。

（4）第四章「ビジネス法務学と実務をつなぐ教授法の実践」の各編は、約一五年の金融機関勤務を経て研究者に転じ、しかも大学教員となつてからも実務と緊密な関係を保ち、地域金融経済のリーダーとなつてきたという、著者のまさにオンリーワンの経歴を反映した、いわゆる実務家教員の長所を披歴する論稿となつている。ことに、ローカルベンチマークの実践的指導者として地域経済に貢献していく様子は、法律学においてはもちろんのこと、経営学においてもここまでできる学者は数少ないと思われるところである。

具体的には、著者は、二〇一六年四月に経済産業省が公表したローカルベンチマーク（略称ロカベン）の考え方を、事業者支援に必要な対話の質を高めるものと把握し、「ローカルベンチマークには金融機関と取引先企業の間で目線を合わせ、共通認識を容易にする機能があり、事業性評価を行うにあたって非常に親和性の高いツールである」（第四章第五節）ととらえ、「これまでの債権管理業務研修を思い返してみると、担保による保全のことや、過去の決算書などから推測するリスクの算出が中心であったのではないだろうか。債権者の成長に関与することについてしっかりと触れられてきたことはあっただろうか」（前掲同節）と問いかけて、「債権者としての金融機関のあり方は『良き債権者』債権回収を確実に行う債権保全に関心が高い債権者』から『良き債権者』債権者の成長に能動的に関与する債権者』へと実態が本質に近づいていく」として、そのための事業性評価にローカルベンチマークが役立つと把握するのである。

（5）さらに、本書のまとめに当たる第五章では、著者が二〇一九年から続けている、財務省近畿財務局の若手職員が構成員となつている「地方創生企画推進メンバー」（略称ちほめん）の、アドバイザーとしての活

動（第一節の「水野ゼミ」によるビジネス法務学の実践と教授法の事例）から説き起こされる。すなわち、著者水野氏は、民間の実務者を導くだけでなく、地域活性化、中小企業支援等に従事する公務員の指導にもあたっているのである。そのことは、当然、同氏の学問の実務への浸透を意味するだけでなく、同氏が産官の現場から適切な情報や反応を吸収して、的外れでない「世の中の役に立つ」学問を形成していける状況を自ら形成し確保している証左となろう。

そして、第二節「A B L再考―事業成長担保権への展開とビジネス法務学」と第三節「債権の良質化の変容と展望」では、それまでの各論稿の体系的なまとめがなされていて、ともすれば論者の業績の集大成という性格の書物がアンソロジー的なものになりがちなところを、学位請求論文としてしつかりと完結させた印象がある。

三、全体評価

（一）概評

本書は、伝統的な法律学の側面としては、民法債権法、税法、そしていわゆる金融法にかかわるものであるが、他方で、金融実務や経営学、金融経済学にかかわるものである。さらに、第二章以下の目次を参照しても明らかかなように、新たな研究分野として開発されつつある、行動立法学やビジネス法務学の成果を積極的に取り込んでそれを実践しようとしている。

この点において、本書は類例を見ない、新しい分野横断的な研究であるといえ、またその「分野横断」が、単に従来の、領域をまたがるという意味での「分野横断」ではなく、ビジネス法務学がうたう、諸分野をビジ

ネス法務学が結びつける「ハブ」としての役割を果たす、という構想を実証する、審査員の理解の及ぶ範囲で初めての博士学位請求論文であると言える。

本書についてももうひとつ特筆すべきは、著者水野氏においては、研究と実践とが、常に、しかもどちらが主という事ではない相互性を持って、「伴走」しているということである。さらに後半においては、それに教育（いわゆる大学教育ではなく実践者教育）が加わる。その意味において本書は、研究、実践、実践者教育、の三者が一体となった稀有な業績とも評価しうる。

著者水野氏は、金融機関勤務の後に大学院修士課程博士課程を卒えて（他大学で博士後期課程単位取得退学）、大学教員となっており、その意味では研究者教員としての通常の道程を歩んでいるので、いわゆる典型的な実務家教員（実務界から大学教員に迎えられる）ではないが、当初の銀行員としての知識・経験が、本書を書き上げる基礎にありかつ強い動機にもなっていることが本書から明らかに読み取れる。

その意味では、本書は、いわゆる実務家教員に望まれる業績の積み上げ方の一つの模範例とも言つてよいであらう。

（2）主題についての評価

本書の主題は、「債権の良質化」である。実はこの主題自体が、法律学の領域では、これまでに研究がされてこなかった、まったく新しい主題なのである。つまり、これまでは、法律学においても、金融実務において、債権は、その実現可能性ないし回収可能性が高いものが「良い債権」とされ、抵当権や人的保証で十分に担保されているものが「最も良い債権」とされてきたのであるが（その場合、もちろん債権は債権者側の立場から良否が判断されている）、著者は、貸倒引当金に関する疑問から論を起こして、A・B・Lの取引に発想を得て、債務者側からみた、債務者の事業継続を支援する担保としての債権を評価し、そこから、事業性評価の観点に

入り、債権者と債務者の「共生」の角度から、債権の真の「良質化」を測るといふ、新しい方向性とその判断基準を提示しようとしている。

その新規性・独自性において、本書はこれまでに法学の限定領域では到達できなかった（そして他の学問領域単独でも及ばなかった）内容を提示する、博士学位請求論文としての評価に十分に値するものと言つてよい。

もっとも、「債権の良質化」および「良質な債権」の概念自体が新規性を含むものであるだけに、本書冒頭での定義をもう一段明確・端的に提示できれば、本書の説得力をより増すことになったかと思われる。

また本書は、法学だけの理論では及ばない、実務に根差し、経営学、会計学なども結びつけた新しい視野に立つもので、まさに、ビジネス法務学の志向する、ビジネス法務学のハブ的な機能を実践的に示した例と評することができよう。

四．結論

水野浩児氏の提出論文『債権の良質化における新展開』は、新しい角度からの債権の本質論を提示したものであると同時に、ビジネス法務学がその真髄と考える、「理論と実務の融合」という段階を超えた「実務からの新理論の形成」を果たした、前例のない業績と評価できる。それと同時に、伝統的な法学ことに民法学の分野において、旧来の債権論に新しい地平を開いたものと評することができる。また、会社法学の観点からは、中小企業経営者と銀行とのインセンティブ・バーゲニングの実態を、学術的な視点に高めて論じたものと評価できよう。

もとより既存の学問領域からすれば、法律学と経営学などにまたがる論文ということになり、たとえば法学の側から見れば、引用文献に偏りがあり、より広い文献収集が望まれると評することはたやすいが、著者の問題関心に応える形で書かれた法学の業績が未だ数少ないことも確かなのである。

また、本書で広く論じられているのは、融資や資金調達のあり方、金融機関（資金提供者）と事業者（資金調達者）との関係のあり方であって、「債権の良質化」にフォーカスを当てたタイトルがそのすべてを語り尽くしているかについては、若干の違和感もある。

しかし、これらの要望点も、いわばパイオニアの業績に対する望蜀の指摘であり、本書の価値を下げるものではない。

以上の諸点から、審査員一同は、全員一致して、水野浩児氏に博士（法学）（武蔵野大学）の学位を、論文博士として授与することを適当と認めるものである。

令和六年二月二六日

主査 武蔵野大学法学部教授

法学研究科委員・博士（法学） 池田眞朗

副査 武蔵野大学法学部教授

法学研究科委員・博士（法学） 穴戸善一

副査 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

博士（法学） 片山直也